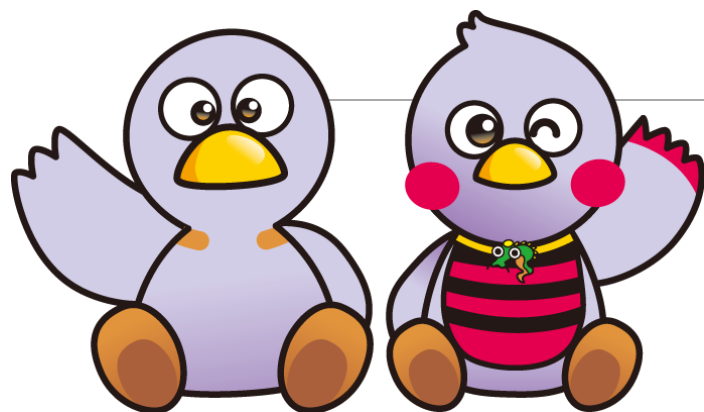


# 基礎からわかる NPO法人設立講座

## ～NPO法人設立編～

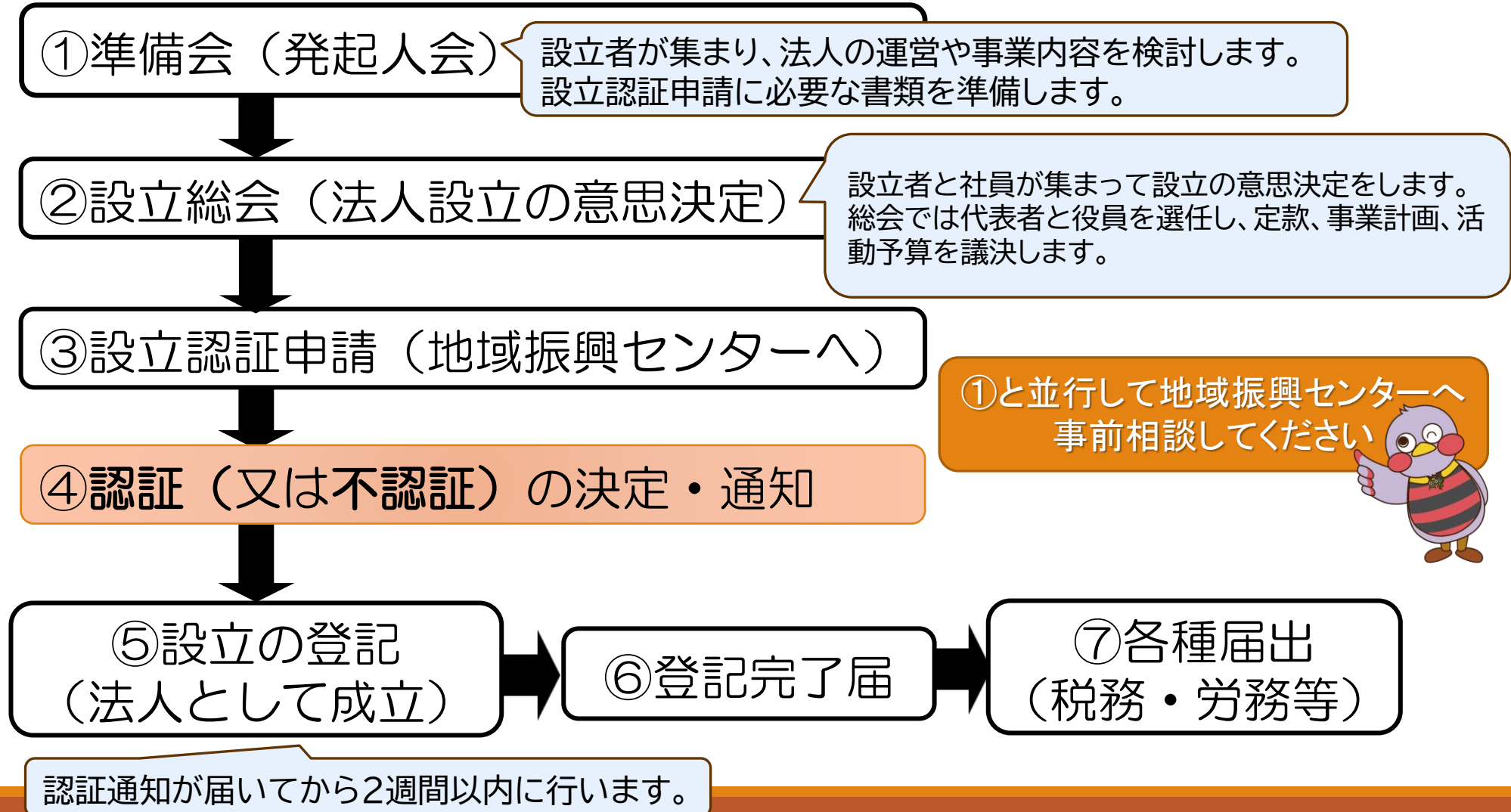


埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

北部地域振興センター  
県民生活担当

# 1 法人設立の方法は？

## 法人成立までの手続きの流れ



# 1 法人設立の方法は？

## NPO法人認証制度

申請書を所轄庁に提出→設立の「認証」を受ける

### ・所轄庁

NPO法人の認証権や監督権を持つ行政機関のことで、主たる事務所がある都道府県知事等（政令市）となる

### ・窓口（埼玉県の場合）

#### ①地域振興センター

#### ②共助課社会づくり課

（2つ以上の都道府県に事務所を置き、主たる事務所を埼玉県に置く法人など）

#### ③市役所市民活動担当課

（さいたま市、加須市、本庄市、志木市、久喜市、吉川市のみ）

熊谷市、深谷市、寄居町に主たる事務所を置く場合は、北部地域振興センターが担当となります。ただし、従たる事務所を他県又はさいたま市に置く場合は、共助社会づくり課が担当になります。

## 2 設立認証の要件は？

### 設立認証の要件（活動目的）

- ①特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としていること
- ③営利を目的としていない（社員に利益を分配しない）こと
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- ⑤特定の公職の候補者や公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- ⑥暴力団やその構成員（構成員でなくなってから5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと
- ⑦特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わないこと

## 2 設立認証の要件は？

### 設立認証の要件（組織要件等）

- ⑧ 社員（総会で表決権をもつもの）が10人以上いる
- ⑨ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない
- ⑩ 総会（社員の意思決定機関）を年1回以上開催する
- ⑪ 理事が3人以上、監事が1人以上いる
- ⑫ 役員はNPO法第20条に規定する欠格事由に該当しない
- ⑬ 役員の子族規定に該当しない
- ⑭ 役員（理事・監事）のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下である
- ⑮ その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に支障がない範囲で行い、生じた収益は特定非営利活動に充てる

## 2 設立認証の要件は？

### 用語の説明

#### ●社員

法人の構成員であり、法人の意思決定機関である社員総会において議決権を持つ会員（正会員）のこと  
≡株主（但し利益分配されない）

#### ●役員

- 理事：法人の業務を代表する
- 監事：理事を監督したり、法人の財産状況を監査する  
※監事は理事や職員との兼職ができない

#### ●職員

法人の事務職員（≡会社員）

### 3 認証を受けるために必要なものは？

## 提出書類一覧

### 1 設立認証申請書

### 2 添付書類

- ①定款      ②役員名簿
- ③各役員の就任承諾及び誓約書の写し
- ④各役員の住所又は居所を証する書面（住民票）
- ⑤社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥確認書      ⑦設立趣旨書
- ⑧設立総会議事録の写し
- ⑨事業計画書（2か年度分）
- ⑩活動予算書（2か年度分）

④の住民票については、住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認を利用することで、提出が不要となる場合もあります。  
（詳しくは地域振興センターへお問い合わせください。）

各書類の様式・記載例は「NPOコバトンびん」からダウンロードできます。

### 3 認証を受けるために必要なものは？

## 定款：法人を運営するためのルールを定めたもの

#### 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

##### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇という。

##### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県〇〇市××〇丁目〇番〇号△△△マンション〇〇号室に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市大字××××〇〇〇番地に置く。

##### (目的)

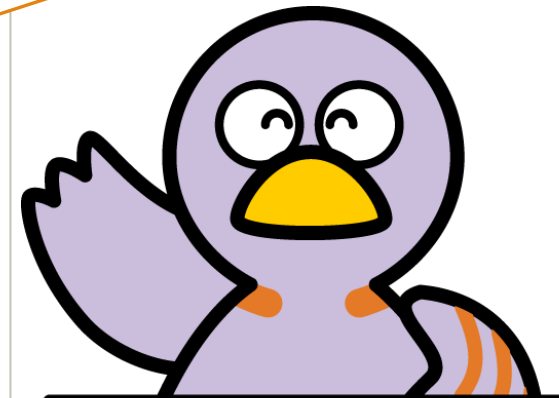
第3条 この法人は、〇〇〇〇〇〇に対し、×××××を行い、△△△に寄与することを目的とする。

##### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(続く)

誤字・脱字  
に注意！



記載例を「NPOコバトン  
びん」でダウンロードでき  
ます！

### 3 認証を受けるために必要なものは？

埼玉県NPO情報ステーション

# NPOコバトンびん

文字サイズ 小 中 大 特大 災害時専用表示に切り替える

検索エンジンで「コバトンびん」と検索

|                    |                        |             |
|--------------------|------------------------|-------------|
| NPO法人の<br>認証・認定・指定 | NPO法人届出・申請<br>様式ダウンロード | NPO<br>助成制度 |
|--------------------|------------------------|-------------|

NPOデータベース  
NPO法人 & 登録団体検索

NPO法人 公表・縦覧  
設立・定款変更・合併

NPO法人 届出・申請  
様式のダウンロード

NPO法人指導・監督情報

県からののお知らせ RSS 一覧を見る

2023年01月12日

埼玉県災害ボランティア会議「第2回  
企業とNPOが  
会づくり課」

埼玉県共助  
つたイル

申請書類の様式を  
ダウンロードできます。

助成金情報 RSS 情報掲載依頼 一覧を見る

締切日 2023年02月28日  
2022年度助成事業【団体】（公益財団法人ノ  
エピアグリーン財団）

締切日 2023年02月18日  
令和4年度下期 一般助成 障害児・者（含む  
難病）に対する自立支援活動への助成（公益財  
団法人 洲崎福祉財団）

締切日 2023年02月15日

### 3. 5 オンライン申請について

内閣府ウェブ報告システムをご利用ください

設立認証申請を含むNPO法人の手続きがオンライン  
上で行えます。

※従来どおり、書面での申請も可能です。

※設立をお考えの方でウェブ報告システムをご利用  
の場合も、事前相談を受け付けています。



### 3.5 オンライン申請について

## 内閣府ウェブ報告システムの利用方法

文字サイズ 小 中 大 アンケート | サイトマップ

内閣府 **NPO**  
ホームページ

NPO基礎情報 有識者会議

①検索エンジンで「内閣府NPOホームページ」と検索

検索

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

寄附について

つながる。未来へのサポート。

認証NPO法人  
(8月31日現在) **50,133** 件

> 制度  
> 内訳  
> 検索

うち、所轄庁 認定・特例認定NPO法人  
(10月10日現在) **1,274** 件  
(認定 1,238 件 / 特例認定 36 件)

> 制度  
> 内訳  
> 二覧

NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について  
内閣府NPO法人ポータルサイトにおける  
公告の方法についてご説明します >>

新着情報 RSS

10月4日 [2023年度（令和5年度）特定非営利活動法人に関する実態調査（回答期限終了のお知らせ）](#)

10月2日 [「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました](#)

9月29日 [2022年度（令和4年度）市民の社会貢献に関する実態調査 報告書を掲載しました。](#)

8月31日 [条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務](#)

②ここから新規ユーザ登録

NPO法人ポータルサイト  
全国の特定非営利活動法人の情報を検索できます

法人名:  検索

法人ログイン **新規ユーザ登録**

### 3.5 オンライン申請について

## 内閣府ウェブ報告システムに関する相談先

内閣府NPOホームページ サポートデスク

- 電話番号: 0120-876-531
- 窓口時間: 月曜日から金曜日(祝日を除く)  
9:30~11:59, 13:00~18:00

※手続きに関するお問い合わせは所轄庁窓口(地域振興センター等)にお願いいたします

## 4 認証後の注意事項

認証しただけでは成立していません！

### 法務局で登記

認証の通知を受けた日から2週間以内に手続き  
→手続き完了後、「設立登記完了届出書」等を  
所轄庁の窓口へ提出

※登記に関するお問い合わせは法務局へお願いします。

### 税務に関する手続き

- 県税事務所・市町村役場への届出

- 税務署への届出

(法人税法上の収益事業を行う場合等)

設立する法人の事業が収益事業に該当するかどうかは、自己判断せず、法人設立前に税務署へご相談ください。

※税務に関するお問い合わせは税務署・県税事務所

・市町村役場の税担当課へお願いします。